

## 補助事業者向けQ & A

令和3年7月7日時点

Q.1 昨年度からの変更点はなんですか。

A.1 大きな変更点としては、

- 支援パートナーの利用が必須になったこと
  - これまでの支援型は補助金の対象外となったこと
  - 海外展開を目指すことが必須になったこと
- の3点です。

Q.2 応募したいのですが、どのようにすればよいでしょうか。

A.2 公募期間は、4 / 15（木）～7 / 15（木）になります。

ただし、支援パートナーの活用が補助金交付のための必須要件となりますので、応募前に支援パートナーの選択・支援パートナーへの相談が必要です。

また、手続としては電子申請となるため、GビズIDプライムアカウント取得が必須となります。

（GビズIDのHP（<https://gbiz-id.go.jp/top/index.html>）にある「gBizID プライム作成」からアカウント発行申請ができます。）

Q.3 支援パートナーとはどんな人たちですか。必ず利用しなければいけないのですか。

A.3 中小企業者が海外販路開拓等を行う上で必要となる様々な活動をサポートする民間の支援事業者等  
のことで、中小企業庁が行う公募に応じた支援事業者について、審査を経て中小企業庁が選定・公表  
しています。

今年度のJAPANブランド育成支援等事業では、支援パートナーの活用を必須要件としておりますので、  
応募時点及び交付申請時点における支援パートナーの相談、補助事業期間中の支援パートナーを活  
用した取り組みがないと、補助金の交付対象となりません。

※既に支援パートナーの公募は終了しています。追加の公募は予定していません。

Q.4 支援パートナーの利用がないと補助金の交付対象にならないようですが、支援パートナーを利用すれば、  
必ず販路開拓はできるのでしょうか。

A.4 支援パートナーは販路開拓の支援はしますが、必ず成功する保証はありません。販路開拓には事業者自  
身の取り組みも重要となります。

Q.5 支援を受けたかった事業者が、支援パートナーに選定されませんでした。支援パートナーはどのように選ばばよいですか。中小企業庁がマッチングしてくれるのでしょうか。

A.5 中小企業庁のホームページで、支援パートナーの得意な取扱商材、市場（国）、具体的なサービス内容、料金等を記載して提示する予定です。参照いただき、支援パートナーに直接お問い合わせください。なお、中小企業庁はマッチングには関与しません。

Q.6 ある支援パートナーに一度相談したら、その支援パートナーを利用しなければいけませんか。他の支援パートナーに相談したり、変更することはできないのでしょうか。また、支援パートナーを複数者利用しても差し支えないのでしょうか。

A.6 双方合意の上、他の支援パートナーと相談していただいて差し支えありません。また、支援パートナーの中から複数者利用しても構いませんが、経費区分が委託費等に当たる場合は、補助対象経費の50%が上限となりますので、ご注意ください。なお、申請書に支援パートナーとして記載いただくのは1者のみとなります。

Q.7 昨年度まで、「支援型」で採択されていましたが、どのようにすればよいですか。

A.7 まずは「支援パートナー」への応募を検討ください。自らが補助事業者として、又は他の事業者と連携体を形成して共同で応募することも可能ですが、その際、自らが事業主体として、具体的な販路開拓に向けた役割とその取組内容を事業計画の中で明確にお示しいただく必要があります。

Q.8 海外展開を目指すことが必須になったようですが、国内展開の記載もあります。やはりどちらも対象なのでしょうか。

A.8 補助対象となるのは原則、海外展開です。ただし、今後3年以内の海外展開を目指す方が、その前段階として国内販路開拓に取り組む場合に限り、国内販路開拓も補助金の対象となります（この場合の補助率は1/2となります）。また、昨年度までのようにインバウンドのみの計画を行う場合等は補助金の対象外となりますので、ご注意ください。

Q.9 複数の中小企業等で連携して応募することを考えていますが、全ての企業が海外展開を目指す必要があるのですか。

A.9 連携企業が全て海外展開を目指す企業であることが必要です。連携相手自身が海外展開を行わない事業者（ex.コンサルタントや旅行会社等）との連携（共同で応募すること）は認められません。

Q.10 他の補助金の交付を受けているのですが、この補助金にも応募できますか。

A.10 同一又は類似の内容で、重複して本制度以外の国（独立行政法人等を含む）が助成する他の補助金の対象となっている場合、採択いたしません。

なお、補助金以外の支援（例：独立行政法人等が設ける相談窓口）を受けることについては、差し支えありません。（当該支援が有料の場合は、その経費について本補助金の対象経費にすることはできませんので、ご注意ください。）

Q.11 委託費や機械装置等費は、「補助対象経費の○%を上限」と記載がありますが、どういった意味でしょうか。

A.11 補助対象経費の合計のうち、当該費目ごとの占める割合の上限を設定しています。たとえば、委託費は「補助対象経費の50%」を上限としていますので、補助対象経費の合計が500万円であった場合、委託費は250万円までしか計上することができません。補助率が変更になる（この場合は50% = 1/2）わけではありません。

Q.12 複数年採択について、仮に今年度採択された場合、向こう3年間補助を受けられるのでしょうか。

A.12 今年度の採択が、次年度以降の採択を確約するものではありません。次年度に再度応募し採択される必要があります。

Q.13 国内販路開拓に係る部分について補助率1/2以内で補助対象経費となりますが、国内販路開拓を行うと、すべての経費の補助率が1/2となるのでしょうか。

A.13 補助率は経費ごとに判断されるため、国内販路開拓も行う1年目・2年目の申請者は、2/3と1/2の補助率が混在します。詳しくは申請様式「別紙2-1」「別紙2-2」をご覧ください。国内販路開拓に係る経費を補助率2/3で申請しないよう十分に注意してください。

Q.14 自社で活用する支援パートナーが決まっていない場合に、公表している支援パートナーの一覧からどのようにして最適な支援パートナーを選ぶのがよいでしょうか。

A.14 支援パートナーを選ぶ際の参考として、各支援パートナーの支援内容、支援実績、料金等を確認できるほか、展開地域ごとに支援パートナーを検索することができる支援パートナー紹介特設サイトを公開しています（<https://japan-brand.net/>）。

支援サービスを動画等で紹介している場合もありますので、詳しくは、各支援パートナーの詳細情報をご覧ください。まずは自社に活用できそうな支援パートナーにご相談ください。

Q.15 1年目は国内販路開拓に取り組む予定ですが、今後3年以内に海外展開を行うことはどのようにして示すのでしょうか。

A.15 様式1「補助事業計画書」及び様式2「海外展開ロードマップ」において、どのような時期にどの国に進出予定としてどんな取組を行うかなど、具体的な事業内容を記載してください。

Q.16 「JAPAN ブランド育成支援等事業」という名称ですが、こういった取組に対して支援する補助金なのでしょうか。

A.16 本補助金では中小企業者が、優れた素材や技術等を活かした自社の製品やサービスについて、新たに展開を目指そうとする国等に関する市場調査、専門家招聘、新商品・サービス・デザイン開発、展示会出展等を実施することにより、海外のマーケットで通用する商品力・ブランド力を確立し、新たに海外に販路を開拓することなどを支援することとしています。